○厚生労働省告示第百二十号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が同法第三十九条第一項に規定する福祉関係業務を自ら行うこととしたので、同法第五十二条第二項の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　実施しようとする福祉関係業務の範囲　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十九条第一項に規定する福祉関係業務（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第三十八項の規定によりなお従前の例によることとされた給付金の支給に関する業務を除く。）

二　福祉関係業務の開始の日　平成二十三年九月一日

○厚生労働省告示第百二十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第二百十四号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

表の上欄中「（目）　国民健康保険組合特別対策費等補助金」を「（目）　国民健康保険組合出産育児一時金等補助金」に改める。

○厚生労働省告示第百二十二号

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）の施行に伴い、雇用保険法施行規則第百十八条第六項の厚生労働大臣が定める者を定める件（平成十五年厚生労働省告示第二百十九号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第百二十三号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第四項の規定に基づき、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業及び第六十三条の能力開発事業として行う事務を定める件（平成二十二年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

○厚生労働省告示第百二十四号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第四項の規定に基づき、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第三項の規定による届出があった件（平成四年労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

○厚生労働省告示第百二十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第21部として次のように加える。

第21部　追用補（17）

内

品名	薬規格単位	薬価
（ふ）		
プランルカストドライシロップ10%「ＪＧ」	10% 1 g	45.50
（ほ）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	20mg 1瓶	495
（ま）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	0.5mL 1筒	495
（み）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	1mL 1筒	495
（む）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	2mL 1筒	495
（め）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	4mL 1筒	495
（も）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	20mL 1筒	495
（や）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	0.5mL 1瓶	495
（ゆ）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	1mL 1瓶	495
（よ）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	2mL 1瓶	495
（ら）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	4mL 1瓶	495
（り）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	20mL 1瓶	495
（る）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	0.5mL 1キット	495
（れ）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	1mL 1キット	495
（ろ）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	2mL 1キット	495
（わ）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	4mL 1キット	495
（を）		
注射用ファモチジン「ＪＧ」	20mL 1キット	495
（ん）		
沈降破傷風トキソイド「北里第一三共」シリンジ	0.5mL 1筒	495

○厚生労働省告示第百二十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第8に第6部として次のように加える。

第6部　追用補（5）

内

品名	薬規格単位	薬価
（ふ）		
プランルカストドライシロップ10%「ＮＴ」	10% 1 g	45.50
（ほ）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	20mg 1瓶	495
（ま）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	0.5mL 1筒	495
（み）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	1mL 1筒	495
（む）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	2mL 1筒	495
（め）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	4mL 1筒	495
（も）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	20mL 1筒	495
（や）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	0.5mL 1瓶	495
（ゆ）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	1mL 1瓶	495
（よ）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	2mL 1瓶	495
（ら）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	4mL 1瓶	495
（り）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	20mL 1瓶	495
（る）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	0.5mL 1キット	495
（れ）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	1mL 1キット	495
（ろ）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	2mL 1キット	495
（わ）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	4mL 1キット	495
（を）		
注射用ファモチジン「ＮＴ」	20mL 1キット	495
（ん）		
沈降破傷風トキソイド「北里第一三共」シリンジ	0.5mL 1筒	495
（ち）		
沈降破傷風トキソイド「ＳＮＢＬ」シリンジ	0.5mL 1筒	495

○厚生労働省告示第百二十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第三条第二項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準（昭和五十一年労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十三年三月三十一日以前に作成された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画については、なお従前の例による。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一条中「三年」を「二年」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第六条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十三年三月三十一日以前に作成された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の通報については、なお従前の例による。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫